

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年七月十七日法律第八十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）